

●香川県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年10月6日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

令和2年10月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 造田滝宮線（185号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾川町萱原字南246番1地先 (詳細な区間は、関係図面で示す。)	前	10.2~10.2	17	道路区域の見直し
	後	10.2~15.6	17	

- 4 供用開始の期日 令和2年10月6日